

広第288号
総第328号
務第797号
生総第254号
地第557号
刑総第631号
交企第839号
備総第314号
令和8年5月28日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

死傷者多数事案発生時における被害者支援運用要領の制定について（通達）

死傷者多数事案発生時における被害者支援については、「死傷者多数事案発生時における被害者支援運用要領」（平成22年10月21日付け広第620号ほか。以下「旧要領」という。）に基づき運用しているところであるが、この度、「岐阜県警察犯罪被害者サポートチーム設置要綱」（平成11年9月8日付け生総発第278号）の廃止に伴い、新たに別添のとおり「死傷者多数事案発生時における被害者支援運用要領」を制定し、令和8年5月28日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧要領は廃止する。

別添

死傷者多数事案発生時における被害者支援運用要領

第1 目的

この要領は、被害者が多数に及ぶ事件・事故等が発生し、当該事件・事故等の発生地を管轄する所属の指定被害者支援要員（「岐阜県警察指定被害者支援要員制度運用要領」（令和8年5月28日付け広第287号ほか。以下「支援要員制度運用要領」という。））に規定する指定被害者支援要員をいう。以下同じ。）だけでは被害者及びその遺族又は家族（以下「被害者等」という。）に対する支援活動が十分にできないおそれがある場合における組織的かつ総合的な被害者支援活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 特別被害者支援室の設置

- 1 事件発生地を管轄する警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下これらを「発生地所属長」という。）は、死傷者多数事案（第4に定める対象事案をいう。以下同じ。）を認知し、2の特別被害者支援室の設置が必要と認める場合は、第5に定める派遣要請を行うものとする。
- 2 警察本部長は、発生地所属長の報告を受け、被害者支援を一元的かつ効率的に推進するため必要と認める場合は、死傷者多数事案の発生地を管轄する警察署又は交通部高速道路交通警察隊（以下「高速道路交通警察隊」という。）（以下これらを「発生地所属」という。）に特別被害者支援室を設置するものとする。

第3 特別被害者支援室の組織及び任務

- 1 特別被害者支援室に特別被害者支援室長（以下「支援室長」という。）を置き、総括班、現場班及び被害者支援班を設置する。
- 2 支援室長は、総務室参事官兼総務課長をもって充てる。ただし、これにより難しいときは、警察本部長が別に指名することができる。
- 3 総括班、現場班及び被害者支援班は、第7の規定に基づき派遣された特別被害者支援要員をもって編成する。
- 4 支援室長は、発生地所属長と協議し、被害者支援全般を統括し、各班を指揮するものとする。
- 5 支援室長は、事件主管部門と緊密な連携を図らなければならない。
- 6 各班の任務については、別表第1のとおりとする。

第4 対象事案

特別被害者支援室の運用対象事案（以下「対象事案」という。）は、次に掲げる事案のうち、警察本部長が必要があると認めたものをいう。

- (1) 多数の死傷者が発生した殺人、傷害等の事案
- (2) 多数を人質とする乗っ取り、立てこもり等の事案
- (3) 多数の死傷者が生じた事故、火災等の事案
- (4) その他組織的かつ総合的な被害者支援を実施する必要があると認められる事案

第5 特別被害者支援要員等の派遣要請

発生地所属長は、対象事案に該当すると認められる事案の発生を認知した場合であって、「支援要員制度運用要領」に基づき指定した当該所属の指定被害者支

援要員だけでは被害者等に対する支援活動が十分にできないおそれがあるときは、特別被害者支援要員等派遣要請書（別記様式第1。以下「要請書」という。）により、総務室長を経て警察本部長に派遣要請を行うものとする。ただし、急を要する場合は口頭により申請し、後日要請書を送付するものとする。

第6 特別被害者支援要員の指定等

1 警察本部の所属における指定

警察本部の所属長は、別表第2に定める指定基準に基づき、所属の警部補以下の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員の中から、特別被害者支援要員を指定するものとする。この場合において、高速道路交通警察隊にあっては、支援要員制度運用要領の定めにより指定した、指定被害者支援要員の中から特別被害者支援要員を指定するものとする。

2 警察署における指定

警察署長は、別表第3に定める指定基準に基づき、支援要員制度運用要領の定めにより指定した、指定被害者支援要員の中から特別被害者支援要員を指定するものとする。

3 所属長は、1又は2により特別被害者支援要員を指定したとき、又は人事異動等により指定を解除したときは、特別被害者支援要員指定・解除報告書（別記様式第2）により、総務室広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）を経て警察本部長に報告するものとする。

第7 特別被害者支援要員の招集等

1 特別被害者支援要員の招集及び派遣

警察本部長は、発生地所属長の要請に基づき、必要と認めるときは、特別被害者支援要員として指定されている者の中から被害者支援活動に必要な人員を招集して、対象事案の発生地所属に派遣するものとする。

2 招集の基準等

警察本部長は、特別被害者支援要員の招集に当たっては、対象事案の規模、態様、発生地の状況等を総合的に判断し、次により招集するものとする。

ア 警察本部の所属の特別被害者支援要員の招集

第6の1により特別被害者支援要員として指定されている職員（対象事案に係る捜査に従事する職員を除く。）について、別表第2のA、B又はCの招集体制を指定して招集するものとする。ただし、対象事案の被害者等の状態等により、特別被害者支援要員の人数を調整する必要がある場合は、支援室長が人員の削減等、人数を調整することができる。

イ 警察署の特別被害者支援要員の招集

第6の2により特別被害者支援要員として指定されている職員について、ブロックごとに別表第3のA、B又はCの招集体制を指定して招集するものとする。ただし、発生地所属にあっては、A、B又はCの招集体制にかかわらず指定基準人員を招集するものとする。

ウ 警察本部長は、特に必要と認めるときは、特別被害者支援要員以外の者（臨床心理士又は公認心理師の資格を持つ職員等）の派遣を命ずることができる。

第8 特別被害者支援要員の派遣期間

特別被害者支援要員等の派遣期間は、おおむね1週間とする。ただし、警察本

部長は、被害者等への支援状況、捜査の進捗状況等を勘案の上、派遣期間を延長又は短縮することができる。

第9 捜査本部等との連携

支援室長は、対象事案の捜査又は初動措置の責任者と緊密な連携を図り、被害者支援活動、捜査活動等に支障が生じることがないように努めるものとする。

第10 特別被害者支援要員の活動状況の報告

1 特別被害者支援要員の報告

特別被害者支援要員は、対象事案に関して被害者支援活動を行ったときは、支援活動チェック表（別記様式第3）及び特別被害者支援要員等活動日報（別記様式第4）により、支援室長を経て発生地所属長に報告するものとする。

2 発生地所属長の報告

発生地所属長は、被害者支援活動状況について、必要の都度、総務室長を経て警察本部長に報告するものとする。ただし、特異事項その他緊急に対応を要する事項については、警察本部長に速報するものとする。

第11 教養

広報県民課長は、特別被害者支援要員に対して、随時、被害者支援活動に関し必要な教養を実施するものとする。

第12 事務

特別被害者支援室に関する事務は、総務室広報県民課において行うものとする。

附 則（令和8年5月28日付け広第288号ほか）

この要領は、令和8年5月28日から施行する。

※別表及び別記様式省略